

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利や利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利と利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・三重県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という場合がある。)に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、本人確認情報である4情報(氏名、住所、生年月日、性別)(以下「4情報」という。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報である。・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断している。
------	---

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和5年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 三重県は、住基法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム）を市町村と共同して構築している。 住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>三重県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という場合がある。）への通知③三重県知事から本人確認情報に係る三重県の他の執行機関への提供又は他部署への移転④住民からの請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査⑤機構への本人確認情報の照会 <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 三重県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none">①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知③三重県知事から附票本人確認情報に係る三重県の他の執行機関への提供又は他部署への移転④住民からの請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査⑤機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	住民基本台帳法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機関への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機関の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	三重県地域連携・交通部市町行財政課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部情報公開課) 電話:059-224-2073
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	三重県地域連携・交通部市町行財政課行政班 電話:059-224-2171
-----	--------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
		[委託しない]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月22日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施期間において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月30日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成31年2月28日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	重要な変更に当たらない(様式変更に伴う項目及び記載の追加)
令和2年4月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法※ ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機関への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機関の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)附則第3号施行日時点	住民基本台帳法 ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機関への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機関の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年4月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年4月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年1月30日時点	令和1年11月30日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和5年12月28日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	重要な変更
令和5年12月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	三重県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利や利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利と利益の保護に取り組むことを宣言する。	三重県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利や利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利と利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	表紙 特記事項	<p>・三重県は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、本人確認情報である4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報である。</p> <p>・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。</p> <p>・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断している。</p>	<p>・三重県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という場合がある。)に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、本人確認情報である4情報(氏名、住所、生年月日、性別)(以下「4情報」という。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報である。</p> <p>・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。</p> <p>・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断している。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前提出
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	重要な変更
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>三重県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。</p> <p>住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれます。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 三重県は、住基法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を市町村と共同して構築している。</p> <p>住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p>	事前	重要な変更
令和5年12月28日	同上	<p>三重県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という場合がある。)への通知 ③三重県知事から本人確認情報に係る三重県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民からの請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	<p>三重県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という場合がある。)への通知 ③三重県知事から本人確認情報に係る三重県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民からの請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	事前	重要な変更
令和5年12月28日	同上	—	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 三重県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	同上	—	①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③三重県知事から附票本人確認情報に係る三重県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民からの請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	重要な変更
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	重要な変更
令和5年12月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法 ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法 ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	事前	重要な変更
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	地域連携部市町行財政課	三重県地域連携・交通部市町行財政課	事後	重要な変更にあたらない（組織改正による）
令和5年12月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒514-8570 津市広明町13 三重県地域連携部市町行財政課行政班 059-224-2171	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口（総務部情報公開課）電話：059-224-2073	事後	重要な変更にあたらない（時点修正）
令和5年12月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	三重県地域連携部市町行財政課行政班 059-224-2171	三重県地域連携・交通部市町行財政課行政班 電話：059-224-2171	事後	重要な変更にあたらない（組織改正による）
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない（時点修正）
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない（時点修正）